

# KANTO 金融サービス info

かんとぅ きんゆうさーびす いんふお

- ◆ 関東財務局は、財務省の総合出先機関として、また、金融庁から事務委任を受け、関東甲信越地区の1都9県において、財政や金融に関する業務を行っております。
- ◆ ここでは、地域の皆様と金融サービスに関する情報を共有し、利用者保護の推進を図ることを目的として、金融サービス利用者等に役立つ情報を分かり易く提供していくこととしていきます。

## トピックス 非上場株式の取引制度等が変わりました！

### (1) 投資型クラウドファンディング

### (2) 株主コミュニティ制度

- 平成26年金融商品取引法等の改正により、**新規・成長企業がその技術やアイデアを事業化するため**に必要とする資金の供給を促進する目的で制度整備が行われ、平成27年5月29日に施行されました。
- 同日付で、日本証券業協会において、「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」及び「株主コミュニティに関する規則」が施行されました。

## (1) 投資型クラウドファンディングとは？

### ① クラウドファンディングとは？

⇒「新規・成長企業等と資金提供者をインターネット経由で結び付け、多数の資金提供者から少額ずつ資金を集める仕組み」を指します。

※クラウドファンディング(CrowdFunding)とは、**群衆(crowd)**と**資金調達(funding)**を組み合わせた造語

### ② クラウドファンディングの種類

種類	形態	金融商品取引法の適用
寄付型	資金は寄付として提供、リターンが発生しないタイプ	無
購入型	一定の製品等を購入する対価として資金を提供するタイプ	無
<b>投資型</b>	収益の一部が資金提供者に分配されるタイプ (さらに株式型、ファンド型等に分類される)	<b>有</b>

### ③ 投資型クラウドファンディングの制度整備の概要

⇒インターネットにより、非上場株式やファンド持分の勧誘を行う業者に係る制度  
〈現行〉

有価証券の取得勧誘を行うには、「金融商品取引業者」としての登録が必要。

非上場株式の勧誘は、日本証券業協会自主規制により、「金融商品取引業者」としての登録があっても原則禁止

改正

#### 参入要件の見直し

少額※の投資型クラウドファンディングのみを扱う金融商品取引業者として、参入規制等の異なる「**少額電子募集取扱業者**」を新たに創設！

非上場株式の勧誘を少額の株式投資型クラウドファンディングに限って**解禁！**

#### 投資者保護ルールの整備

詐欺的な行為に悪用されることが無いよう、クラウドファンディング業者に対して、「**ネットを通じた適切な情報提供**」や「**投資対象企業の事業内容のチェック**」を義務付け！

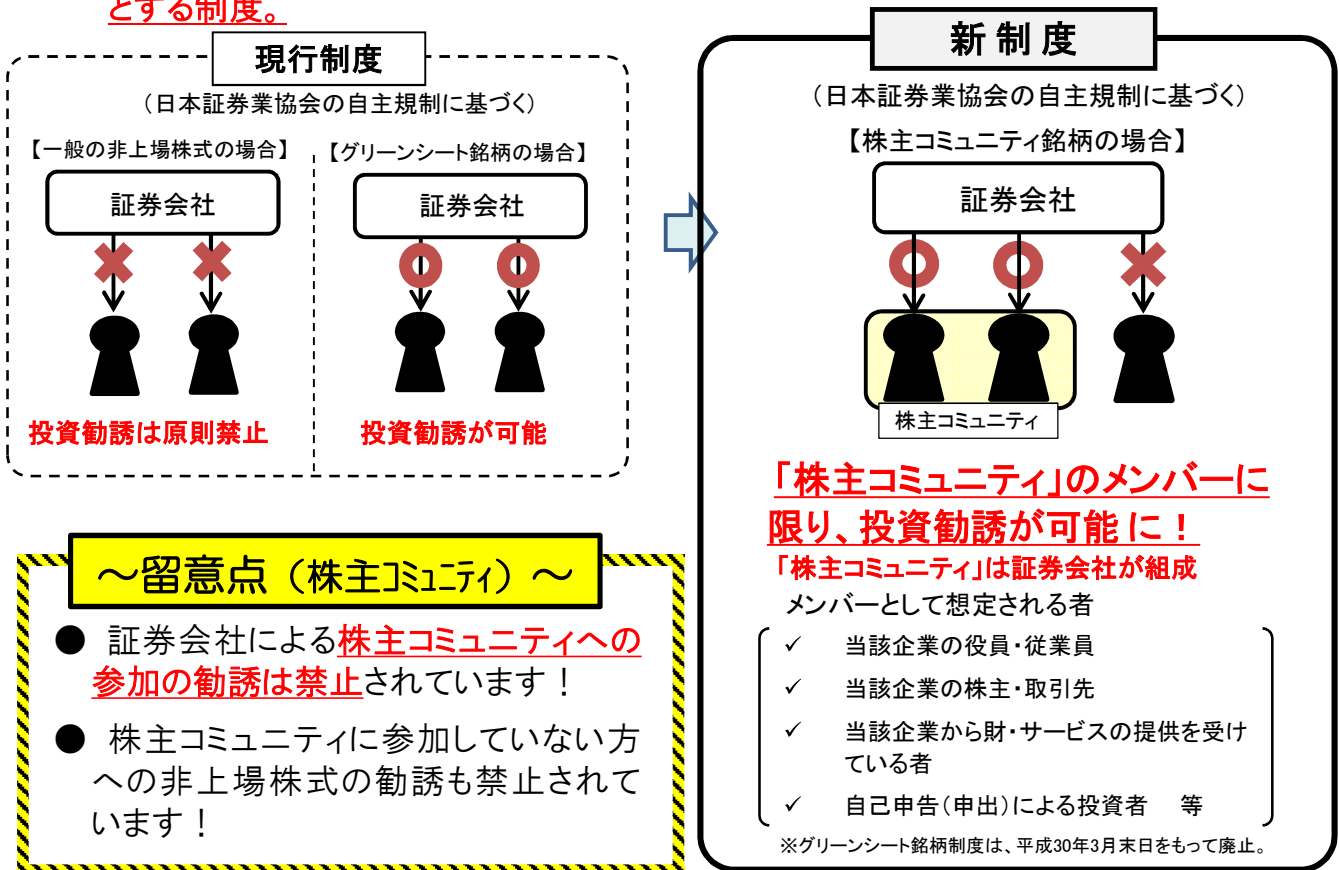
※「**少額**」とは：**発行総額1億円未満、一人当たり投資額50万円以下**

## ～留意点（投資型クラウドファンディング）～

- 「非上場株式」や「少額電子募集取扱業者によるファンド持分」の勧誘は、ウェブサイトと電子メール等のみしか認められていません。  
電話や訪問等による勧誘は禁止されています！
- ウェブサイトや電子メール等により「非上場株式」や「ファンド持分」の取得の申し込みをした場合、申込日から8日間は申し込みを撤回できます！
- 「非上場株式」や「少額電子募集取扱業者が扱うファンド持分」への投資は、1銘柄につき50万円が上限です！

## (2) 株主コミュニティ制度とは？

⇒ 非上場株式の取引・換金ニーズに応えるため、証券会社が銘柄毎に組成・管理する「株主コミュニティ」のメンバーに限って、証券会社による非上場株式の取得勧誘を可能とする制度。



## ～留意点（株主コミュニティ）～

- 証券会社による株主コミュニティへの参加の勧誘は禁止されています！
- 株主コミュニティに参加していない方への非上場株式の勧誘も禁止されています！

## 証券会社による非上場株式の投資勧誘可否のまとめ

**原則** 投資勧誘は禁止 **例外**

- ①投資型クラウドファンディング（少額のもののみ）
- ②株主コミュニティメンバー



●正しくご理解のうえ、新たな制度を悪用する詐欺的な投資勧誘にご注意ください。

(本件に関するお問い合わせ先) 証券監督第1課 電話048-600-1154